

掲載内容

第1章 相談・受任

第1 相談を受ける

<フローチャート～相談>

- 相談予約受付
- 相談前の留意事項
- 顧問先への提案
- 相談対応

第2 受任手続をする

<フローチャート～受任>

- 契約に関する説明
- 契約

【参考書式1】委任契約書

第2章 現状把握

第1 会社の現状を把握する

<フローチャート～会社の現状把握>

- 経営体制の分析
- 事業内容の分析
- 財務内容の分析

第2 経営者個人の現状を把握する

<フローチャート～経営者個人の現状把握>

- 保有自社株式の調査・検討
- 個人名義資産、負債の調査・検討

第3章 方針の決定

第1 後継者・承継方法を検討する

<フローチャート～後継者・承継方法の検討>

- 事業継続性の検討
- 現経営者への意見聴取
- 承継方法の選択

第2 事業承継計画を作成する

<フローチャート～事業承継計画の作成>

- 経営計画の作成
- 株価対策の検討、選択
- 組織再編による事業承継対策の検討
- 組織再編以外の事業承継対策の検討
- 事業承継計画の作成・説明

【参考書式2】経営計画書

【参考書式3】事業承継計画書

第4章 親族内承継

第1 事業承継に向けた環境を整備する

<フローチャート～事業承継に向けた環境整備>

- 関係者への周知
- 経営体制の整備
- 後継者教育

第2 株式の分散を防止する

<フローチャート～株式の分散防止>

- 株式の買取り
- 定款の変更
- 相続人等に対する株式の売渡請求

第3 納税対策を行う

<フローチャート～納税対策>

- 相続税額の試算
- 自己株式の評価額の引下げ
- 贈与税額・譲渡所得税額の試算
- 納税資金の確保

第4 遺留分の検討をする

<フローチャート～遺留分の検討>

- 遺留分の算定
- 遺留分対策の検討
- 経営承継円滑化法(遺留分に関する民法の特例)活用の検討

【参考書式4】遺留分放棄の許可審判申立書

【参考書式5】固定合意に関する証明書

【参考書式6】遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

【参考書式7】遺留分に関する合意書

第5 株式・財産を後継者に承継させる

<フローチャート～株式・財産の承継>

- 財産分配方法の検討
- 売買による承継
- 生前贈与による承継
- 相続による承継

【参考書式8】株式譲渡契約書

【参考書式9】株式贈与契約書

【参考書式10】公正証書遺言

第6 代表権を後継者に承継させる

<フローチャート～代表権の承継>

- 経営者の交代
- 承継完了後の対応

【参考書式11】辞任届

【参考書式12】取締役会議事録

【参考書式13】就任承諾書

【参考書式14】株主総会議事録

第5章 親族外承継

第1 事業承継に向けた環境を整備する

<フローチャート～事業承継に向けた環境整備>

- 関係者への周知
- 経営体制の整備
- 後継者教育
- 経営者の相続人への配慮

第2 株式の分散を防止する

<フローチャート～株式の分散防止>

- 株式の買取り
- 定款の変更
- 相続人等に対する株式の売渡請求

第3 個人保証・担保を処理する

<フローチャート～個人保証・担保の処理>

- 債務の圧縮
- 資金の調達

第4 経営権を後継者に承継させる

<フローチャート～経営権の承継>

- 所有と経営の分離の検討
- 所有と経営が一致する承継

第5 代表権を親族外の後継者に承継させる

<フローチャート～代表権の承継>

- 経営者の交代
- 承継完了後の対応

第6章 第三者への売却(M&A)

第1 売却先・売却方法を検討する

<フローチャート～売却先・売却方法の検討>

- 売却先の検討
- 売却方法の検討

【参考書式15】基本合意書

第2 株式譲渡を行う

<フローチャート～株式譲渡>

- 売買価格の合意
- 株式譲渡の承認等
- 株式譲渡後の対応

【参考書式16】株式売買契約書

第3 株式交換を行う

<フローチャート～株式交換>

- 交換比率の合意
- 株式交換契約の承認等
- 株式交換後の対応

【参考書式17】株式交換契約書

第4 事業譲渡を行う

<フローチャート～事業譲渡>

- 譲渡価額の合意
- 事業譲渡契約の承認等
- 事業譲渡後の対応

【参考書式18】事業譲渡契約書

第5 吸収合併を行う

<フローチャート～吸収合併>

- 合併比率の合意
- 吸収合併契約の承認等
- 吸収合併後の対応

【参考書式19】合併契約書

第6 会社分割を行う

<フローチャート～会社分割>

- 分割比率の合意
- 吸収分割契約・新設分割計画の承認等
- 会社分割後の対応

【参考書式20】分割契約書

【参考書式21】新設分割計画書

第7章 自主解散(廃業)

第1 解散手続を行う

<フローチャート～解散手続>

- 解散に向けた事前準備
- 解散決議・清算人の就任

第2 清算手続を行う

<フローチャート～清算手続>

- 財産目録等の作成
- 残余財産の分配
- 清算の結了

【参考書式22】解散公告

【参考書式23】債権申出催告書

【参考書式24】債権申出書

第3 清算法人の申告・納税を行う

<フローチャート～清算法人の税務手続>

- 清算法人の所得計算
- 清算法人の確定申告

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

〔平成30年度税制改正対応版〕 事業承継相談対応 マニュアル

編集 浅野 洋 (税理士)

事業承継税制の特例制度の
創設をはじめとする
平成30年度税制改正を
反映した最新版!!



- ◆多様化する事業承継について、相談・受任から事業承継完了までの業務を一連の流れに沿ってわかりやすく解説しています。
- ◆事業承継の手続を、それぞれの場面ごとに「フローチャート」で示した上で、そのポイントを「ケーススタディ」や「アドバイス」【書式】を交えて解説しています。
- ◆親族内での事業承継はもちろん、近年増加している親族外への事業承継やM&Aを利用した事業承継についても詳しく取り上げています。

B5判・総頁338頁
本体価格 3,700円+税
送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

〈電子版〉本体価格 3,000円+税

電子書籍も
発売!!

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.9)51000311

この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



◆投てき用消火弾等の設置による簡易消火用具の代替

(昭51・3・26消防安49、昭51・6・24消防予19、昭54・12・28消防予258、昭57・11・13消防予229、昭57・11・13消防予230、昭57・12・6消防予249、昭59・1・17消防予5)

投てき用消火弾等については、過去において多数質疑応答が示され、水バケツとの消火能力が評価され、令32条の特例を適用し簡易消火用具に代えて設置することが認められているものがあります。

消火器具は、消火器及び簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩）であり、いずれも、人が直接操作することにより、消火に用いられるものです。これらは、消火剤に期待される消火効果により、所用の能力単位が定められています。実例では、投てき用消火弾等の消火能力を考慮し、簡易消火用具の代替として認められているものですが、安全にかつ確実に消火することのできるものとしては、消火器が最も適しています。

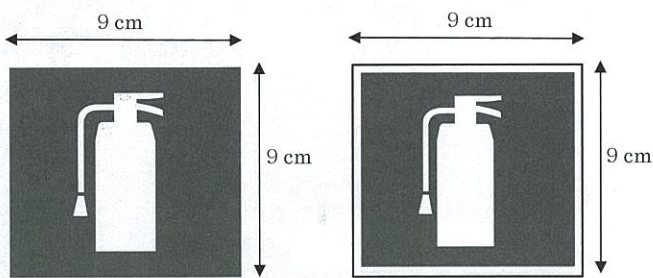
なお、投てき用消火弾等については、現在、個別に性能評価等が行われ、その評価により簡易消火用具として、代替が認められるものがあります。

(消火器具の設置場所の標識（規則9条4項）)

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【消火器のピクトグラムを設置した場合の標識について】

問3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第32条の規定を適用し、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）Z8210に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないこととして良いか。なお、当該ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とする。

(例)



差し
なお、
に掲げ
該ピク

消火器を設置した場合の標識は、「消火器」とされていますが、この標識に替えて消火器がイメージできるピクトグラムを設けることを認めたものです。特に、外国人来訪者が利用する劇場、ホテルや交通機関の駅、空港のビル等には、積極的に設置するとされています。

(型式失効した消火器（法21条の5第2項、令30条）)

◆型式承認の失効に伴う消火器の取扱いについて〔解釈〕

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の5第1項の規定及び消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号。以下「改正規格省令」という。）附則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり平成23年12月7日総務省告示第503号が告示され、平成24年1月1日をもって、該当する消火器の型式承認の効力が失われることとなりました。

このことに伴い、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、下記について速やかに周知していただきますようお願いいたします。

スプリンクラー設備設置基準（令12条1項）

スプリンクラー設備は、防火対象物又はその部分の用途、規模（延べ面積、床面積など）、構造等に応じて、設置が義務付けられています。当該防火対象物又はその部分の用途、規模、構造等によって、火災の発生や延焼拡大の危険性が極めて少ないなどと認められる場合には、スプリンクラー設備の設置が免除されるものがあります。

ここでは、防火対象物又はその部分の用途等に着目した、令32条の特例に関する通知を紹介します。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

◆消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について【階数が11以上の特定防火対象物における令12条1項2号の適用について】

問 地階を除く階数が11以上の特定防火対象物で、11階以上が空室の場合、又は中間階が、空室の場合、令12条第1項第2号が適用されるか。又第9号はどうか。

答 中間階が空室の場合は、令第12条第1項第2号及び第9号の規定が適用される。なお、この場合空室部分の実状に応じて令第32条の規定を適用し、設備の設置の緩和を行うことはさしつかえない。また、11階以上のすべての階が空室の場合、当該空室部分において、構造及び設備の管理上等出火危険及び延焼の危険がまったくない状態にされている場合においては、令第32条の規定を適用し、令第12条第1項第2号及び第9号の規定を適用しないものとして取り扱ってさしつかえない。(昭53・2・21消防予32)

防火対象物の階のうち、当該階のすべてが空き室であり、かつ、構造及び設備の管理上等出火危険及び延焼の危険がまったくない状態と認められる場合には、当該部分にスプリンクラー設備の設置を要しないとしたものです。

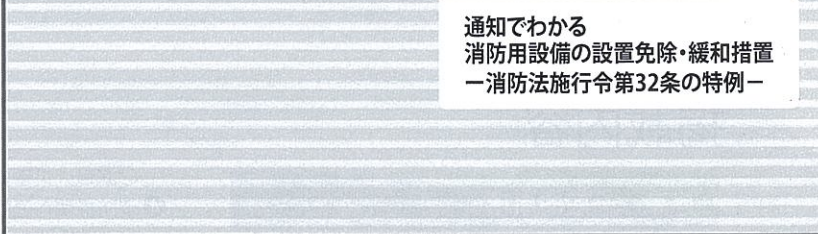
◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【スプリンクラー設備の特例 延べ面積275㎡以下の特例】

問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第12条の2第3項本文に規定されている要件を要しないこととしてよいか。

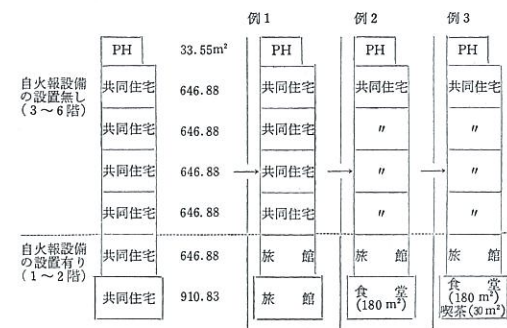
- 1 特定住戸部分（規則第12条の2第3項本文に規定されている要件を要しないこととしてよいか。）のすべてに該当する(1) 規則第12条の2第3項本文に規定されている要件を要しないこととしてよいか。(2) 3以下の階に存在する(3) 全ての居室（バルコニーを除く。）に規定されている要件を満たすこと。(ア) 地上又は一時避難場所の開口部を有する

- (ア) 避難階にあっては規則第12条の2第2項第1号に規定されている要件を要しないこととしてよいか。(イ) 避難階以外の階にあっては同号二に規定されている要件を要しないこととしてよいか。(2) 居室から出火しても、入居者居室から防火設備であるものを除く。)に面する通路を通過階以外の階にあっては当該階の一時避難場所以外の階にあっては当該階の一時避難場所を有する空地等に面すること。(6) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例(2) 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合(1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすこと。(2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区分すること。(3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすも階以外の階における一時避難場所への避難経路は確保すること。(4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法を規定する省令（平成24年消防令第11号。以下「4号告示」という。）により算定した時間が、消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合、(ア) 居室以外の部分にあっては、「居室又は一時避難場所」と読み替えること。(イ) 居室以外の部分にあっては、「居室又は一時避難場所」と読み替えること。差し支えない。

特定複合用途防火対象物のうち、規則12条の2第3項に係る規定の特例として示されたものです。



A (現在の共同住宅)



設問の防火対象物は消防法施行令（以下「令」という。）別表第1(16)項イに掲げる防火対象物に該当し例1、2及び3のいずれの場合にも自動火災報知設備の設置が必要である。(令第34条第2号)

(昭50・4・15消防安43)

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【住宅用途の部分における自動火災報知設備の設置の省略】

問1 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（同表(16)項ロに掲げる防火対象物のうち同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。以下同じ。）（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものに限る。）の一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ（規則第13条第1項第1号に規定する(6)項ロ及びハをいう。以下同じ。）に掲げるいずれかの用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものの同表(5)項ロの用途部分については、令第32条の規定を適用し、規則第23条第5項第6号の規定によらないこととしてよいか。

- 1 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分に避難経路図を設けること。(2) 令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分内の廊下、階段その他の通路（就寝室（宿泊者又は入居者の就寝の用に供する居室をいう。以下同じ。）からの避難経路に限る。以下「廊下等」という。）に非常用の照明装置を設置し、又は、各就寝室に常時容易に使用可能な携帯用照明器具（以下「携帯用照明器具」という。）を設けること。

差し支えない。

(平30・3・15消防予83)

マンション等が民泊に使用される場合、もっぱら住宅の用に供される部分については、一部感知器等の設置を要しないとされています。

(型式失効した消火器（法21条の5第2項、令30条）)

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の5第1項の規定及び消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号。以下「改正規格省令」という。）附則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり平成23年12月7日総務省告示第503号が告示され、平成24年1月1日をもって、該当する消火器の型式承認の効力が失われることとなりました。

(平29・11・20消防予355)